

情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び情報システム開発業務委託契約競争入札参加資格審査申請書の提出期間（平成12年岩手県告示第886号）の一部を次のように改正し、平成21年1月5日から施行する。

平成20年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 情報システム開発業務委託契約競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア 情報システム開発業務委託契約競争入札参加資格審査申請書（<u>様式第1号</u>。以下「申請書」という。）</p> <p>イ <u>営業概要書（様式第2号）</u></p> <p>ウ <u>使用印鑑届（様式第3号）</u></p> <p>エ 法人にあつては申請日の属する年の前年及び前々年の決算期に作成した各<u>営業年度</u>の財務諸表（貸借対照表、<u>損益計算書及び利益処分に関する書類</u>をいう。以下同じ。）、個人にあつては申請日の属する年の前年及び前々年の所得に係る確定申告書の写し</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 納税証明書（申請日の属する年の直前1年間における<u>事業税並びに消費税及び地方消費税</u>の納税証明書をいう。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない申請者にあつては、申請日の属する年の直前1年間における所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書をいう。）</p> <p>キ 権限を支社長等に委任する場合にあつては、<u>委任状（様式第4号）</u></p> <p>ク [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>4 提出書類記載事項の変更届 申請書提出後、<u>次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、情報システム開発業務委託契約競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第5号）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>	<p>2 情報システム開発業務委託契約競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア <u>別に定める様式による</u>情報システム開発業務委託契約競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）</p> <p>イ <u>別に定める様式による</u>営業概要書</p> <p>ウ <u>別に定める様式による</u>使用印鑑届</p> <p>エ 法人にあつては申請日の属する年の前年及び前々年の決算期に作成した各<u>事業年度</u>の財務諸表（貸借対照表及<u>び損益計算書</u>をいう。以下同じ。）、個人にあつては申請日の属する年の前年及び前々年の所得に係る確定申告書の写し</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 納税証明書（申請日の属する年の直前1年間における<u>岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税</u>の納税証明書をいう。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない申請者にあつては、申請日の属する年の直前1年間における所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書をいう。）</p> <p>キ 権限を支社長等に委任する場合にあつては、<u>別に定める様式による委任状</u></p> <p>ク [略]</p> <p><u>ケ その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>4 提出書類記載事項の変更届 申請書提出後、<u>次に掲げる事項に変更があつたときは、別に定める様式による情報システム開発業務委託契約競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	
様式第1号から様式第5号までを削る。	